

当社原子力発電所の自衛消防体制の強化及び

迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係る改善計画について（概要）

経済産業大臣からの指示（平成１９年７月２０日付）に基づき、当社原子力発電所の自衛消防体制の強化及び迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係る検討を実施し、以下のとおり、改善計画を策定した。

１．自衛消防体制の強化

- （１）火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制として、２４時間常駐の専属自衛消防隊を設置し、休日・勤務時間外の召集による自衛消防隊の人員と合わせて、迅速に１０名以上を確実に確保することを検討し、平成１９年度末目途で体制を整備する。
- （２）原子力発電所における油火災等に備え、平成１９年度末目途で、各原子力発電所に化学消防車及び水槽付消防車を配置する。
- （３）消防に対する専用通信回線を確保するため、平成１９年９月末目途で、発電所内から地元消防機関への専用通信回線を整備する。
- （４）消防機関での実地訓練を含め、消防との連携の下で、担当職員の訓練を強化するため、現在行っている合同訓練の充実及び消防機関へ出向いて、訓練指導を受け、火災発生防御の習熟を行うこととし、平成１９年９月以降に実施する訓練に反映し、教育を実施する。

２．迅速かつ厳格な事故報告体制の構築

- （１）地震等の災害発生時であっても、放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員を確保することができる体制として、平成１９年度末目途で、２４時間常駐で放射性物質濃度測定ができる人員を確保する。
- （２）地震等の災害発生時であっても、原子力発電所内及び原子力発電所と災害対策本部等の間において、確実に機能する通信手段の更なる充実のため、平成１９年９月末目途で、衛星携帯電話を中央制御室に配置する。
- （３）万一、非管理区域で放射性物質の漏えいなどがあった場合に、その可能性に接した時点で国及び地方自治体へ迅速な報告が行えるよう、平成１９年９月末目途で、社内規定文書を整備する。

以 上